

アムステルダムで1969年（昭和44年）に開催された第3回では、慶応大学において開発の「コンピューターによる逐次刊行物の管理システム」に多くの興味と関心が示された。また、医学情報処理や機械検索等図書館の技術的な面をのべた論文が多く取り上げられている。

1980年（昭和55年）には第4回がベオグラードで開催されている。この回からテーマが決められた。それは、「発展する世界における医学、医療情報」であった。図書館活動の先進国では、医学関連分野のデータベースのオンラインによる利用も、既に一般化の時期であり、発展途上国との差が発表論文等で表面化した会議であったといわれている。IFLAの生物・医学図書館部門の意向が入ってきたのもこの回からで、論題も発展途上国といわれる国々のものが多くなってきた。

そして、第5回が1985年（昭和60年）10月1日から4日迄を会期として東京で開催されたのである。参加国は実に、世界の国の約半数という63カ国、出席者は外国人257名、日本人311名の合計568名であった。

今回のテーマは「医学図書館—1つの世界—資源・協力・サービス」であり、発表論文数も我が国からの29を含め、120にのぼった。その数は1953年の第1回の時の倍にあたる。発表論文については、いずれ雑誌等に掲載されるはずなので、その方におまかせすることにして、ここでは、日本の

一医学図書館員として参加し、感じてきたまますを記してみたいと思う。

先ず、医学図書館活動での先進国も発展途上国も、図書館の規模の違いはあるものの、立場は皆同じという共通意識のもとに63の国が集ったことの素晴らしさを痛切に感じたことであった。研究成果についての自信に満ちた発表や、問題点についての忌憚のない討議が、会議場の雰囲気をもより熱気に溢れたものにしたようである。

今回の論題の主力の1つとなっていた機械化の問題について、業務の自動化や情報の蓄積・検索、また、利用者に対するサービスのスピード化のために機械を使用している図書館の増加に対し、また縁遠いものと考えている小規模図書館がある一方で、より小規模な図書館でのコンピューター利用が可能になってきている状況が、今後の機械装置の技術的改良と共に、どれだけ業務の改善や促進につながってゆくか、また、もう1つの問題とされていたネットワーク化についても、先進国も発展途上国の双方共に重要な課題であるが、国際的レベルで進めるにはまだ多くの困難が山積している。これ等の問題が、1990年（昭和65年）にニューデリーで開催予定の第6回において、どのように解決され、進展しているかを想像する時、国際医学図書館会議の意義の深さと、役割りの大きさを感ぜずにはおれないのである。

京都大学附属図書館利用規程

（趣旨）

第1条 京都大学附属図書館（以下「本館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

（図書館資料）

第2条 本館に、次の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を置く。

- 一 貴重図書
- 二 普通図書

三 参考図書

四 逐次刊行物

五 その他の資料

（利用者）

第3条 本館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本学の名誉教授
- 二 本学の教職員

三 本学の学生

四 その他館長が特に認めた者

(利用証)

第4条 前条第1号から第3号に掲げる者及び同条第4号に掲げる者のうち特に館長が指定した者には、図書館利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

2 利用証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 利用者は、利用証を常に携帯し、掛員から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(開館時間)

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

一 平日 午前9時から午後9時まで

二 土曜日 午前9時から午後5時まで

三 次に掲げる期間 午前9時から午後5時まで

1月6日から1月10日まで

7月21日から8月4日まで

8月16日から9月10日まで

2 館長が特に必要と認めたときは、前項に定める開館時間を変更することがある。

(休館日)

第6条 本館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）

三 本学創立記念日（6月18日）

四 4月1日から4月5日まで

五 8月5日から8月15日まで

六 12月25日から翌年1月5日まで

七 毎月末日（末日が日曜日に当たるときは、その翌日）

2 前項に定めるもののほか、館長が特に必要と認めたときは、臨時に休館することがある。

(全学総合目録)

第7条 本館に、全学の図書館資料の総合目録を置き、利用者の利用に供する。

(自由閲覧)

第8条 利用者は、開架閲覧室、参考図書室及び

雑誌閲覧室に備付けの図書館資料を自由に閲覧することができる。

(庫内図書の閲覧)

第9条 書庫内の図書館資料の閲覧を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

(貴重図書の閲覧)

第10条 貴重図書の閲覧を希望する者は、所定の閲覧願を提出し、館長の許可を得なければならない。

2 貴重図書は、所定の場所で閲覧しなければならない。

(貸出手続)

第11条 本館の図書館資料の貸出を希望する者は、利用証を掛員に提示し、所定の手続を経なければならない。

(貸出しない図書館資料)

第12条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。

一 貴重図書

二 参考図書

三 その他館長が特に指定したもの

(貸出期間、冊数)

第13条 図書館資料の貸出期間及び冊数は、館長が定めるところによる。

(臨時の返納)

第14条 館長が特に必要と認めた場合は、貸出中の図書館資料の返納を求めることがある。

(転貸禁止)

第15条 貸出を受けた図書館資料は、他人に転貸してはならない。

(特別貸出)

第16条 部局等の長は、当該部局等において特に必要がある場合は、公用として本館の図書館資料の貸出を受けることができる。

2 前項の貸出を受けた図書館資料は、部局等の長が保管するものとする。

(入庫検索)

第17条 名誉教授、教職員、大学院学生及びその他館長が特に認めた者は、所定の手続を経て、書庫内の図書館資料を検索することができる。

(検索時間)

第18条 検索できる時間は、次のとおりとする。
ただし、必要に応じて、検索時間を短縮し、又は検索を休止することがある。

平 日 午前9時から午後7時（第5条第3号に掲げる期間にあつては、午後4時）まで

土曜日 午前9時から午後3時まで

（複写、撮影）

第19条 利用者は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続を経て、図書館資料の複写又は撮影を依頼することができる。

2 図書館資料の複写又は撮影に係る著作権についての責任は、これを依頼した者が負わなければならない。

（料金規程）

第20条 複写又は撮影の料金 その他の必要事項は、別に定める。

（相互利用）

第21条 利用者が他の大学等学外諸機関（外国の大学を含む。）の所蔵する図書館資料の利用を希望するときは、そのあつ旋を本館に依頼する

ことができる。

第22条 他の大学、官庁又は公共団体等から図書館資料の貸出の申出があつたときは、館長が差し支えないと認めた場合に限り、これに応ずるものとする。

（施設の利用）

第23条 研究個室、共同研究室、A Vホール及びその他の施設の利用については、館長が定める。

（紛失、汚損等の届出）

第24条 利用者は、図書館資料を紛失、汚損し、又は機器その他の設備をき損したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 紛失、汚損又はき損した者には、弁償を求めることができる。

（利用停止）

第25条 この規程に違反した者には、本館の利用を停止することがある。

（雑則）

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、昭和60年6月25日から施行する。

京都大学附属図書館利用規程施行細則

（趣旨）

第1条 この細則は、京都大学附属図書館利用規程（以下「規程」という。）第26条の規定に基づき、京都大学附属図書館（以下「本館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出期間、冊数）

第2条 開架閲覧室に備付ける図書館資料の貸出は、2週間以内、5冊以内とする。

2 書庫内の図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

一 名誉教授 1か月以内 10冊以内

二 教職員

教官 1か月以内 30冊以内

教官以外の者 1か月以内 10冊以内

三 学生

大学院学生 1か月以内 10冊以内

学部学生 2週間以内 5冊以内

四 その他館長の許可を得た者

期間及び冊数は別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、製本雑誌の貸出期間は、2日以内とする。

4 第2項第3号の学生については、春、夏、冬の各休業期間中に限り、休業期間終了後1週間まで返納を猶予することができる。

（借用の予約）

第3条 貸出中の図書館資料をその返納後直ちに借用しようとする者は、その予約をすることが